

個人県民税の特別還付金の支給を開始します

遺族が年金として受給する生命保険金のうち、相続税の課税対象となった部分については、所得税の課税対象とならないとする昨年7月の最高裁判決を受けて、所得税については、納め過ぎた部分について租税特別措置法を改正し、本年6月30日から特別還付を開始しています。

県では、同一所得に対して課税された個人県民税について、9月議会で県税条例を一部改正し、納め過ぎとなった個人県民税に相当する額を特別還付金として、市町において10月11日から支給を開始します。

1 支給対象者

- 平成12年以降の各年分の保険年金に係る個人県民税が納め過ぎになっている納税義務者のうち、地方税法の規定による還付が受けられないもの。

2 申請の期間

- 平成23年10月11日から平成24年10月10日まで

3 申請の方法等

- 申請の場所
納め過ぎとなっている個人県民税を納付した市町の税務担当課
- 申請の方法
申請する市町で定めた申請書に、所得税の特別還付金の支給等決定通知書や特別還付金の額の計算明細書などを添付して申請してください。

4 その他

- 具体的な申請の方法など特別還付金の支給に関し、御不明の点は、市町の税務担当課までお問い合わせください。
- 個人市（町）民税についても、併せて市町において10月11日から特別還付金の支給を開始します。